所沢市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

所沢市議会議員政治倫理条例(平成23年条例第41号)の一部を次のように改正する。 第5条第1号を次のように改める。

(1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を保ち、議会に対する市民の信頼を損なわないこと。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 刑事事件に係る行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 第5条に次の2号を加える。
- (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれの ある行為をしないこと。
- (7) 議員は、所沢市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者と利害関係を持たないこと。

附則

この条例は、公布の日から施行する。